

政府が18日、与野党の書記局長・幹事長に提示した統一協会(世界平和統一家庭連合)の被害者救済のための新法の概要は次のとおりです。

- ・個人から法人(※1)に対する寄付(※2)を対象にする。

※1 代表者や管理人の定めがある法人でない社団又は財團を含む。

※2 契約だけでなく、單独行為として行う債務の免除や遺贈を含む。

■ 寄付に関する規制

- 1 寄付の勧誘に関する一定の行為の禁止

・法人が寄付の勧誘をする際に、一定の行為(※3)をして個人を困惑させてしまうこと

※3 消費者契約法第4条第3項に規定する次の行為。

・不遵法(過去を求めたのに退去しない)
・退去妨害(過去したいのに退去させない)
・勧説することを告げずに過去困難な場所へ同行
・寄附する意動を交え相談の連絡を妨害

・告知・告知等による知見を用いた告知

※4 知見(※4)とよぶ知見として、本人や親族の重要な項目について、現在又は将来の重大な不利益を回避できないとの不安をあおり、又は不安を抱いていることに乘じて、当該不利益を回避するためには寄付をすれば必要不可欠である」とい

・靈感等による知見を用いた告知

※5 素性等による知見として、現在又は将来の重大な不利益を回避できないとの不安をあおり、又は不安を抱いていることに乘じて、当該不利益を回避するためには寄付をすれば必要不可欠である」とい

・婚姻費用、養育費、子の扶養を受ける権利に係る定期金の支給による資金調達の要求の禁止

2 債入れ等による資金調達の要求の禁止

を開始する。

3 寄付の取消し

・個人は、法人が【1】の禁止行為をしたことにより困惑して寄付の意思表示をしたときは、その意思表示を取り消すことができる。

4 取消権の行使期間

は追認できるときから1年、意思表示をしたときから5年(※5)。

5 不当な勧誘による寄付をした者に対する支援

・国は、日本司法支援センター(法テラス)と関係機関が連携した相談体制を整備するなど、不当な勧誘に付の交換を実現した場合、定期金債権のうち期限が到来していない部分に相当することとする。

6 勧告等の措置

・内閣総理大臣(※9)は、特別に必要があるときは、法人に対し、寄付の募集に関する業務の状況に関し、報告を求めることができる。

7 刑罰

・法人が寄付の勧誘をするに当たって、[3]の取扱権を行使できぬことによる(※8)。

8 その他

・法人が寄付の勧誘をするに当たって、[6]の措置命令違反などを保全するために、[3]の取扱権を適用する。

金債権(一定額の金銭などを定期的に給付せらるといふを目的とする債権)。

※8 取消権行使により寄付の交換を実現した場合、定期金債権のうち期限が到来していない部分に相当する金額は供託させる。

※9 [6]の内閣総理大臣の権限は、消費者庁長官に委任する。

・内閣総理大臣は、【1】や【2】の禁止行為を行い、引き続き行うおそれがあるに對して、禁止行為の停止を勧告し、勧告に応じなかつた場合には措置を命令する(※10)。

・内閣総理大臣は、民法の債権代位権の特例※6(※6)として、扶養義務等に係る定期金債権等に係る定期金債権(※7)のうち期限が到来していない部分を保全するために、[3]の取扱権を行使できぬことによる(※8)。

・法人が寄付の勧誘をするに当たって、[6]の措置命令違反などに刑事罰を適用する。

・この仕組みの運用にあたっては、法人の活動において寄付が果たす役割的重要性に留意する。